

## 佐渡空港供用規程

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、佐渡空港供用規程を次のとおり定める。

### （運用時間等）

第1条 佐渡空港の運用時間は、8時45分から17時15分までとする。ただし、定期便の遅延、空港の施設の工事、地震災害等の緊急事態等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

2 佐渡空港機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

### （佐渡空港の概要）

第2条 佐渡空港の概要は次のとおりである。

- (1) 滑走路の長さ及び幅  
長さ890メートル、幅25メートル
- (2) 単車輪荷重  
6.5トン
- (3) エプロン  
小型航空機用4バース

### （佐渡空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第3条 次に掲げる佐渡空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- (1) 総合案内所、観光情報センターその他の施設に関する情報
- (2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の佐渡空港に関する情報

### （サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、新潟県空港条例（昭和39年新潟県条例第36号）及び新潟県空港条例施行規則（昭和46年新潟県規則第89号）の定めるところによる。

### 附 則

この佐渡空港供用規程は、平成22年4月1日から施行する。